

被疑者国選弁護人の選任の効力が失われた後の事実上の弁
護活動に対する報酬に関する要望書

2010年（平成22年）6月18日

日本弁護士連合会

第1 要望の趣旨

被疑者が釈放され、被疑者国選弁護人の選任の効力が失われた後、被疑者国選弁護人であった弁護士が行った示談交渉等の事実上の弁護活動について、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の国選弁護報酬基準の変更により、特別成果加算報酬に「不起訴等加算」（仮称）等の項目を新設し、国選弁護報酬の支出が認められるようにすべきである。

第2 要望の理由

1 問題点の所在

(1) 被疑者国選弁護人の選任の効力は、勾留の執行停止によるときを除き、被疑者が釈放されたときに失われる（刑事訴訟法38条の2）。これは、被疑事件の終了時と、被疑者国選弁護人の選任の効力失効時が一致していないことを意味する。

従って、被疑者が勾留期間満了までに不起訴処分となって釈放されたときは、被疑者国選弁護人の選任の効力は当然に失効する。のみならず、期間満了時の処分保留釈放の場合は、被疑事件は終了していなくとも、釈放の時点で、被疑者国選弁護人は「弁護人」の地位を失う。

(2) ところが、釈放があっても被疑事件が終了していないので、必要な弁護活動が積み残されることがある。例えば、釈放時には示談が成立していなかった場合に、釈放後に示談が成立したことを確認して、起訴猶予等の不起訴処分がなされることがある。この示談交渉が、積み残された弁護活動であり、積残し業務を誰が行うべきなのかが問われることになる。

実際には、被疑者国選弁護人が検察官と交渉し、後に被害者と示談することを事実上の条件とするなどして、処分保留釈放を獲得することが決して稀ではない。この場合、被疑者の釈放時には被疑者国選弁護人の業務が積み残された状態となり、被疑者国選弁護人であった弁護士は、弁護人でなくなった後も、被害者との示談交渉を行うことを事実上求められる。

(3) この問題は、被疑者国選弁護人の選任後、勾留に対する準抗告の申立てや

勾留取消の申立てが認められて被疑者が釈放されたが、釈放後の被害者との示談交渉等について被疑者から国選弁護人であった弁護士が相談を受けた場合などにも共通する。

2 釈放後の弁護活動の必要性

- (1) 釈放後の示談交渉など、釈放時点で積み残された弁護活動は、そのまま放置されるべきではなく、実行されなければならない。

掲記の問題は、被疑事件終了時と被疑者国選弁護人の選任の効力失効時を一致させなかった立法の隘路の問題であるが、実際に同種の問題（釈放後も示談活動を求められる。）が複数発生している現状を踏まえると看過できるものではない。

- (2) そもそも、この問題は、被疑者国選弁護人に特有の問題である。私選弁護の場合、釈放により弁護人選任の効力が失われることはないので、弁護人として、釈放後も継続して示談交渉等を行うことは当然の弁護活動となる。

- (3) 他方、国選弁護人では、釈放により弁護人の地位を失うので、この問題に直面することになる。国選弁護だから、私選では当然のこととされる弁護活動を行わなくてよいという道理はあり得ない。

この考えによれば、被疑者国選弁護人が釈放後の示談活動を行う必要はない、釈放後の示談活動を検察官に約束して釈放を得る弁護活動をする必要はない、その結果、被疑者が起訴されたとしても、それは国選弁護人の責任ではないことになる。

つまり、国選弁護人が将来の示談を約束すれば処分保留釈放され、将来の示談後に起訴猶予となるべき事案であっても、国選弁護人はそこまでの弁護活動をする必要はなく、起訴されたり（略式請求を含む。）、勾留が延長されたりしたとしても、国選弁護人に一切の責任はないという解釈となる。

- (4) しかしながら、これを私選弁護人に置き換えた場合、そのような方針の下で弁護活動を行えば、不十分な弁護活動と評価されることになる。国選弁護と私選弁護とは、同じ刑事弁護でありながら質的に異なることを容認する結果となる。換言すれば、国選弁護では、私選弁護に比較して十分な弁護活動を受けられないという結論を認めなければならない。しかし、私選弁護では不十分な弁護活動が、国選弁護では十分な弁護活動と評価されることがあってはならない。憲法が国費による弁護人の弁護を受ける権利を保障した趣旨に反する結果を招く。

- (5) また、検察官に対し、釈放後の示談活動を約束して釈放を求める弁護活

動を行わないことは、上記のとおり不十分な弁護活動であるし、さわさりながら、検察官に対して、釈放後の示談を約束しながら、釈放後は弁護人の地位がなくなったことを理由として、示談活動を行わないことは、禁反言の観点から許されないと考えられる。すなわち、弁護人は、必要とあれば釈放を求めて釈放後の示談活動を約束すべきであるし、約束した以上は示談活動を実行すべきなのである。

3 正当な評価の必要性

(1) 上記の通り、被疑者国選弁護人（であった者）は、必要に応じて釈放後の弁護活動を行わなければならない。そして、その弁護活動を報酬面で正当に評価すべきである。

(2) この点、釈放後の弁護活動（示談交渉等）については、国選弁護報酬基準の特別成果加算（示談加算等）報酬に該当しないというのがセンターの解釈である。その理由は、「釈放後は国選弁護人ではなく、国選弁護人の弁護活動ではない」という形式論である。釈放された被疑者が、その後の示談交渉等の業務について自ら費用を支払えば、在宅被疑者の私選弁護人としての業務を遂行することになるが、被疑者国選弁護人の選任を受けた被疑者が、釈放後に私選弁護人の費用を支払うことは、実際には想定し難い。だとすれば、被疑者国選弁護人であった弁護士としては、この示談交渉に関して事実上無報酬となる。

(3) しかし、それが国選弁護人の地位に付随し、かつ、必要な活動であるならば、報酬面に反映しなければならない。

報酬を払わないということは、その活動に価値を認めていないということであり、その活動を行わないことを是認することであり、国選弁護と私選弁護の質的な相違を肯定することに他ならない。それが許されないことは、上記の検討からも明らかである。

4 報酬が支払われるべき（釈放後の）弁護活動の範囲

(1) 報酬が支払われる釈放後の弁護活動は、一定の限界があると考えられる。

形式的には弁護人の地位を失った後の活動であるから、無限定に報酬が払われることも正当な方法とは考えられないからである。

(2) 上記1で述べたとおり、これは釈放時に積み残された弁護活動の在り方を問うものであるから、その限界についても、釈放時点で積み残された弁護活動については、被疑者国選弁護人であった者に、それを実行すべき責

任と義務があると考え、その活動に対して報酬を支払うという限定が付されることが相当であろう。

- (3) そこで、検察官との交渉や書面の提出など、不起訴に結びついた具体的弁護活動の存在（もちろん、現行の特別成果加算の項目に該当するもの以外の具体的活動について）を疎明する資料を提出することを条件として加算する方法が考えられる。この場合、センターによる弁護活動への介入を防ぐとの観点から、弁護人による詳細な報告書の提出をもって疎明資料とするという具体的運用も考えられる。また、釈放後の示談等に限ったことであれば、後日、示談ができたときに疎明資料をセンターに追加提出することによって、釈放前の弁護活動を正当に評価したのものとして「不起訴等加算」相当の報酬を追加払いするという方法も考えられる。いずれにしろ、この方法が、本件の処理としては、最も適切かつ妥当である。
- (4) なお、被疑者国選弁護人の選任の効力がある期間の活動による不起訴処分等に関する加算については、当連合会が2007年8月に公表した「国選弁護報酬改善の基本方針」において項目として挙げているため、ここでは詳しくは述べない。

5 期間制限

事務手続の面からも、安定性の面からも、報酬に反映される示談活動に期間制限を設けるべきであろう。期間について論理的に導かれるものではない。さりながら、あまりに短いと加算事由とした意味がなくなる。被疑者国選弁護活動の報告書提出期間の14日では短すぎるであろう。なぜならば、勾留期限までに示談が成立しなかった、いわば困難案件だからである。釈放後に示談等をするためには、一定の期間が必要であり、3ヶ月程度の期間の猶予を設定しておくことが妥当である。

6 まとめ

- (1) この論点が問題となる事例の大半は、検察官に対し、処分保留釈放を獲得する手段として、釈放後の示談を弁護人自らが処理することを約した（あるいは約させられた）ものでありと思われる。約束した以上は、禁反言の観点からも、国選弁護人であった弁護士は、「国選費用が出ないから活動できない」「釈放後は国選弁護人でなくなったのだから活動できない」とは言い切れない。

釈放後の示談が報酬に反映されない現状では、多くの弁護人が、被疑者に

有利な処分結果を求めて、無報酬を覚悟で釈放後の示談を約束し、無報酬であるにもかかわらず釈放後の示談活動を行っている。

しかし、多くの被疑者国選弁護人（であった者）から、無報酬であることにつき不服申立てが行われているのも事実である。それは、この制度の隘路が、正当性を有しないことの証左でもある。

(2) よって、冒頭の提言の趣旨のとおり、現行のセンターの国選弁護報酬基準の変更により釈放後の示談交渉等の弁護活動について、国選弁護報酬の支出が認められるようにすべきである。

以上